

鴻巣市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱を次のように定める。

平成 23 年 2 月 25 日

鴻巣市長 原 口 和 久

鴻巣市立図書館雑誌スポンサー制度に関する要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、鴻巣市有料広告掲載取扱要綱（平成 22 年鴻巣市告示第 50 号。以下「要綱」という。）及び鴻巣市有料広告掲載基準（平成 22 年 3 月 30 日市長決裁）に定めるもののほか、鴻巣市立図書館雑誌スポンサー制度（以下「雑誌スポンサー制度」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において「雑誌スポンサー制度」とは、市と雑誌に広告を掲載する者（以下「スポンサー」という。）との契約に基づき、スポンサーが提供する雑誌の新刊雑誌展示用カバー（以下「雑誌カバー」という。）に当該スポンサーの広告を掲載し、鴻巣市立図書館（以下「図書館」という。）が当該雑誌を閲覧に供する制度をいう。

(雑誌の選定)

第 3 条 スポンサーは、図書館が作成した雑誌リストの中から提供する雑誌を選定するものとする。

(広告の規格等)

第 4 条 掲載する広告の規格及び位置は、次のとおりとする。

- (1) 雑誌カバーの表面には、縦 4 センチメートル、横 13 センチメートル以内で、地色は白色、文字は黒色のスポンサー名を表示したラベルを雑誌カバーの底辺から 4 センチメートルまでの中央に貼付する。
- (2) 雑誌カバーの裏面には、雑誌カバーに収まるサイズで、スポンサーが作成した片面印刷の広告を掲載する。

(広告の掲載期間等)

第5条 広告の掲載期間は、市長が掲載を決定した日の属する月の翌月から1年間とする。ただし、期間満了の3か月前までに、市又はスポンサーのいずれからも解約の意思表示がない場合は自動的に継続するものとし、その後も同様とする。

2 スポンサーが購入した雑誌の配架位置は、図書館が決定するものとする。

(申込方法)

第6条 スポンサーになろうとする者(以下「申請者」という。)は、鴻巣市立図書館雑誌スポンサー制度申込書(様式第1号)に広告案その他必要な書類を添えて市長に提出しなければならない。

(覚書)

第7条 申請者は、要綱第8条第2項の規定によりスポンサーに決定したときは、市と覚書(様式第2号)を締結するものとする。

(購入代金の支払方法)

第8条 スポンサーは、広告の掲載料の納付に代えて、雑誌の購入代金を一括先払いの方法により、図書館指定の納入業者に直接支払うものとする。この場合において、振込手数料は、スポンサーの負担とする。

(雑誌が休刊又は廃刊した場合の措置)

第9条 スポンサーが提供する雑誌が休刊又は廃刊した場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を振り替えるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。